

令和5年度 小川工業高等学校 部活動に係る活動方針

1 本校の部活動

- 体育系 野球・陸上競技・剣道・ソフトテニス・卓球・バレーボール・バスケットボール・サッカー・バドミントン・ハンドボール・弓道・テニス・レスリング
- 文化系 美術・写真メディア・囲碁将棋
- 技術系 機械工作・マイコン制御・建築制作・土木測量・電気設備工作

2 目標

- (1) 生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、生徒が自ら参加する部活動をとおして、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るとともに、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育成する。
- (2) 教育的効果が発揮されるためには、生徒の発達段階やバランスのとれた生活を考慮する必要があり、生徒の部活動が適正に行われるようにし、学校教育活動の円滑な実施という見地から、生徒が学校教育活動の一環として大会や競技会へ参加できるよう配慮する。

3 活動日、活動時間

(1) 活動日

- ア 1週間の活動日は、5日以内とする。このうち、毎週水曜日は完全休養日とし、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設定することとする。
- イ 定期試験の1週間前からは、部活動を禁止とする。
- ウ 夏季休業中の閉庁日は、部活動はしないこととする。

(2) 活動時間

- ア 平日は長くとも2時間程度（学期中の週末も含む）、休業日は3時間程度とする。
※自主練習、移動、準備、後片付け等は含まない。
- イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

平日（4月～10月）	男子	19：00	女子	19：00
平日（11月～3月）	男子	19：00	女子	18：30
休業日及び長期休業期間		17：00		

(4) 共通の休養日

- ア 学校が定める一斉定時退勤日（毎週水曜日）
- イ 定期試験前後の一定期間
考査1週間前は原則部活動を禁止とする。大会まで3週間以内の部活動については、17：30までの活動とし18：00までには下校する。
土・日曜日の練習試合については原則禁止とする。
- ウ その他
8月12日～15日（夏季学校閉庁日） 4日間

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた活動日・活動時間

練習試合や合宿の時間が3時間を超えることも考えられるが、時間超過が常態化することがないように留意するとともに、生徒及び顧問の過度の負担とならないよう配慮する。

ア 休養日

施設の使用環境、部員数、競技の特性の観点から、次の運動部については、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

野球・陸上競技・剣道・ソフトテニス・卓球・バレーボール・バスケットボール・サッカー・バドミントン・ハンドボール・弓道・テニス・レスリング

イ 活動時間

施設の使用環境、部員数、競技の特性の観点から、次の運動部・技術系の部活動については、平日では2時間程度、休業日では3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動をする。週当たりの活動時間は16時間未満を目安とすること。

野球・陸上競技・剣道・ソフトテニス・卓球・バレーボール・バスケットボール・サッカー・バドミントン・ハンドボール・弓道・テニス・レスリング・機械工作

ウ その他

大会スケジュール等により、練習時間の延長や朝練習の実施ができるものとするが、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、部活動顧問が、1週間前までに練習相手、試合日(活動日)、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

5 大会・競技会への参加

大会・競技会への参加は、高体連、高文連、高野連、工業高校校長会主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も部活動顧問は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した大会・競技会参加計画書を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては保護者管理とする。

イ 決算報告については、部活動保護者会で適切に報告する。

(3) その他

ア 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

イ 運動部活動における感染症等の感染予防対策の徹底を図る。